運動・スポーツ習慣化促進事業

令和5年度予算額（案）　285,502千円
（前年度予算額　272,446千円）

スポーツ庁

背景

健やかに生き生きとした生活を送るためには、適度な運動・スポーツを行うことが必要不可欠である。運動・スポーツは生活習慣病予防や介護予防などに有効なだけでなく、有疾患者や要介護者、障害者においても、適切に行うことで病状の悪化予防や改善、生活の質を維持・向上に有効となり得る。

課題

運動・スポーツをする際に何らかの制限や配慮が必要な方々を含め、誰もが身近な地域で安全かつ効果的な運動・スポーツを日常的に実施するためには、地域の体制整備が必要である。また、地域にはいまだに運動・スポーツの無関心層が一定割合存在している状況にあり、効果的に取り込む必要がある。さらに、多くの地方公共団体がこのような取組を行えるよう、本事業の取組事例を積極的に共有することが課題である。

事業概要

地域の実情に応じて地方公共団体が行う、多くの住民が安心して、安全かつ効果的な健康づくりのための楽しい運動・スポーツを習慣的に実施するためのスポーツを通じた健康増進に資する取組を支援する。【都道府県・市町村に対する補助事業（定額）】（平成27年度より実施）

体制整備の取組【必須事項】

行政内（スポーツ主管課・障害者スポーツ主管課、健康・福祉・介護予防主管課等）や域内の関係団体（大学、医療機関、スポーツ団体、健康関連団体等）が一体となり、効率的・効果的に取組を実施することができる連携・協働体制の整備を行う。

習慣化させるための取組【必須事項】

以下の取組①～④のうち、いずれか一つ以上を選択の上、実施する。

① 医療と連携した地域における運動・スポーツの習慣化の取組

② 要介護状態からの改善者を含めた、介護予防を目指した地域における運動・スポーツの習慣化の取組

③ 障害のある人が、ない人と一体となった形での運動・スポーツの習慣化の取組

④ 以下のいずれかのターゲットに係る主にスポーツ無関心層に対する地域における運動・スポーツの実施・習慣化に係る取組

ア．女性（妊娠期・子育て期を含む）　イ．働く世代

追加実施事項【選択事項】

以下の取組①～④については、推奨事項とし、実施する場合に審査の加点要素とする。

① 相談斡旋窓口機能（地域住民の多様な健康状態やニーズに応じて、スポーツや健康に関する情報やスポーツ実施場所等を伝えるワンストップ窓口を設置する。）

② 官学連携（申請する地方公共団体の地域の大学と連携し、大学等に備わる専門的知識や施設を知の拠点として協力を得る。）

③ 複数の地方公共団体の連携・協働

④ 運動・スポーツ関連資源マップの作成・活用（地域の医療関係者等の協力の下、地域住民の健康状態に応じたスポーツ実施場所等の情報を見える化したマップを作成・活用し、地域のスポーツを通じた健康づくりを推進。）新規

運動・スポーツ習慣化に係る取組の全国的普及促進のためのセミナーの開催

目標とする成果

【事業実施前】
地方公共団体内のスポーツ実施率等の基本情報を整理し、成果目標等を定めた上で、事業実施の提案を行う（国費以外の多様な財源を一定額確保するようにする。）。

【事業実施中】
受託者において成果の評価を行う。将来的に補助金によることなく、事業を自立的に継続できるようにする。

地方公共団体が、補助金によることなく、多くの住民が運動・スポーツに興味・関心を持ち、その習慣化を図るための取組を継続的に実施するようになる。

別紙２